

2023年3月16日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 重松 朋宏

” 高原 幸雄

” 小川 宏美

賛成者 関口 博

” 古濱 薫

” 柏木 洋志

” 石塚 陽一

議案の提出について

議員提出第 3 号議案

自己情報コントロール権を保障した 国立市議会の個人情報保護条例の制定に関する決議（案）

上記の議案を次のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

自己情報コントロール権を保障した 国立市議会の個人情報保護条例の制定に関する決議（案）

国立市は全国に先駆けて個人情報の保護に関する条例を制定し、議会が主導しながら先進的な個人情報保護施策を進めてきた。1975年、議会における提案を受けて日本で初めて「個人的秘密の保持」を規定した「国立市電子計算組織の運営に関する条例」を制定した。1986年には、同条例の理念を発展させ自己情報コントロール権を保障した「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例」（旧条例）を制定し、1999年に、議員提案の条例改正によって議会が条例の実施機関に加わった。さらに、議会における決議を受けて、2003年に「国立市個人情報保護条例」（現条例）に全面改正し、その後も個人情報の一層の保護を図る条例改正を重ねてきた。

しかしながら、2021年に個人情報保護法が改正され、議会を除く行政機関の個人情報保護制度が改正法の適用を受けることとなり、議会における個人情報の取扱いは自律的な対応に委ねるものとされた。国立市においては「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」（新条例）の制定によって、現条例は本年3月31日をもって廃止され、4月1日以降、議会が保有する個人情報の取扱いと保護に関する法規範に空白が生じることとなった。

そこで国立市議会は、会派代表者会議における議論を踏まえて「国立市議会個人情報の保護に関する方針」を定め、議会が保有する個人情報の保有、利用、提供等に当たり適切な措置を講じるとともに、個人情報ファイル簿を作成、公表し、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求を認め、本年5月以降、条例を定める等の措置を取ることとした。

よって、国立市議会は、議会が主導して国立市の先進的な個人情報保護施策を進めてきた経緯に鑑み、引き続き議会が保有する個人情報の保護の水準を維持するため、議会の個人情報保護条例の制定に当たって、以下の事項について留意することを決意する。

記

1. 旧条例以来規定されてきた自己情報コントロール権の保障について規定すること
2. 審議会及び審査会の関与、センシティブ情報の取扱い、本人からの直接収集、オンライン結合、目的外利用、個人情報取扱業務の登録、運用状況の公表、代理人による開示請求、並びに開示、訂正及び利用停止の請求について検討すること
3. 法的安定性の観点及び市民の混乱を防ぐ観点から、現条例の議会及び新条例の執行機関における個人情報の取扱いとの間に大きな差異を生じさせないこと
4. 国立市議会基本条例第5条に基づき、パブリックコメント等、市民の意見を聞く機会を設けること

以上、決議する。

2023年3月 日

東京都国立市議会